

令和6年10月18日

関係大学（学部）・学校・病院長 殿

旭川医科大学病院長

東 信 良

（公印省略）

臨床検査技師（病理部）の募集について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本院では、別添のとおり臨床検査技師（病理部）を募集することとなりました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮ではありますが、貴学（部）・病院関係者に周知いただき、適任者がおられましたら、ご推薦賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹言

## 旭川医科大学病院 病理部臨床検査技師 募集要項

1. 募集予定数 臨床検査技師（常勤 もしくは 非常勤・フルタイム）若干名
2. 勤務場所 旭川医科大学病院 病理部
3. 業務内容 病理部における病理検査・細胞診業務及び剖検介助
4. 採用予定日 内定後早い時期から または 令和7年4月1日
5. 応募資格 ①臨床検査技師免許所有者  
②令和7年4月に臨床検査技師免許取得見込の方
6. 応募方法 ①エントリーフォームにてエントリー（質問の回答及び履歴書のアップロード）  
ください。

※エントリーフォーム及び履歴書のダウンロードは下記 URL をご確認ください

[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/offering/staf/byouribukensagishi2024.04\\_3.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/offering/staf/byouribukensagishi2024.04_3.html)

②エントリー後、次の書類を郵送又は持参してください。

- ・臨床検査技師免許の写し
- ・卒業見込証明書（新卒者）
- ・成績証明書（臨床検査技師養成課程分）（新卒者、3年以内の既卒者のみ）

7. 応募締切日 令和6年12月6日（金）必着

8. 選考方法等 ①第一次選考：書類審査

②第二次選考：面接

\*詳細は、第一次選考合格者のみに後日連絡します。

9. 勤務条件 （令和6年10月1日現在）

常勤職員	非常勤職員・フルタイム
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任給（免許取得後、経験加算あり） 3年課程卒 月給 208,400円 大学卒 月給 221,300円 大学院卒 月給 232,300円 ※初任給調整手当含む</li> <li>・諸手当 通勤・住居・扶養・寒冷地・期末・勤勉・ 初任給調整・超過勤務 等</li> <li>・退職手当 支給</li> <li>・勤務時間 8:30～17:15（7時間45分勤務） 週38時間45分、週休2日制</li> <li>・休暇 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇</li> <li>・保険等 国家公務員共済組合、雇用、労災</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任給（免許取得後、経験加算あり） 3年課程卒 日給 9,618円 大学卒 日給 10,213円 大学院卒 日給 10,721円</li> <li>・諸手当 通勤・住居・寒冷地・期末・勤勉・ 超過勤務・当直手当等</li> <li>・退職手当（一定条件を満たした場合に支給）</li> <li>・勤務時間 8:30～17:15（7時間45分勤務） 週38時間45分、週休2日制</li> <li>・休暇 年次有給休暇、特別休暇、無給休暇</li> <li>・保険等 国家公務員共済組合、厚生年金、 雇用、労災</li> <li>・雇用年限 1年度毎の更新（5年まで更新有り） ※欠員状況や試験により、常勤職員として 採用の可能性もあります。</li> </ul>

10. その他 各種資格取得者、病理・細胞診検査に興味のある方は歓迎いたします。

11. 問合せ・提出先

〒078-8510

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

旭川医科大学事務局人事課人事第一係

TEL 0166-68-2123

E-mail [jintai-saiyo@asahikawa-med.ac.jp](mailto:jintai-saiyo@asahikawa-med.ac.jp)

（注）郵送する場合は、封筒表面に「病理部臨床検査技師応募書類在中」と朱書きしてください。

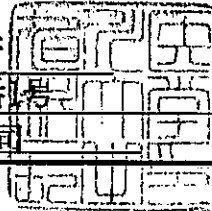
# 自己申告書

令和6年 4月 23日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名  
事業所所在地  
代表者名

国立大学法人旭川医科大学  
旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号  
旭川医科大学長 西川 祐 司



## ◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

## チェックシート

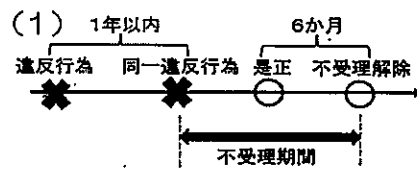
以下に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

### 1. 労働基準法および最低賃金法関係

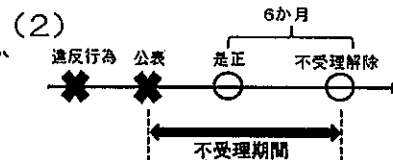
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



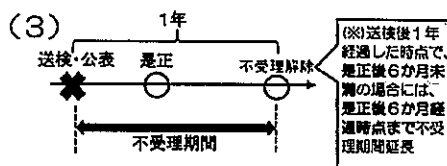
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



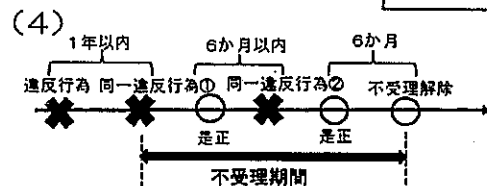
(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



### (※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

### (※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

**2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係**

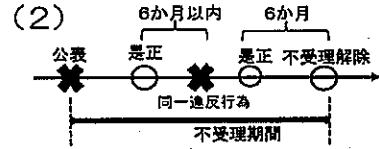
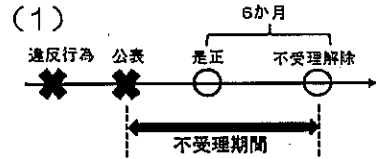
(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
① 需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、  
② 雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条第1項、第25条第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

**3. その他の不受理事由**

- a 暴力団員(注2)に該当する。
  - b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
  - c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
- (注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

**4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)**

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

青少年雇用情報シート（企業全体での【**正社員**】正社員以外）に関する情報です

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	旭川医科大学	求人番号		記入日： 令和 6年 4月 23日
------	--------	------	--	-------------------

1 募集・採用に関する情報

募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【 <b>正社員</b> 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 122人	2年度前 98人	3年度前 112人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 4人	2年度前 5人	3年度前 4人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 35人	2年度前 18人	3年度前 26人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 87人	2年度前 80人	3年度前 86人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
③	平均継続勤務年数	年			年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
②	自己啓発支援の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
③	メンター制度の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

職場への定着の促進に関する取組の実施状況		企業全体の情報		【 <b>正社員</b> 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	16.86 時間		時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	14.88 日		日	
③	前事業年度の育児休業取得者数/出産者数	女性 41 / 43人	男性 4 / 人	女性 人	男性 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 %	管理職 %		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。